



栃木県公報

令和6(2024)年
1月30日(火)
号外
第5号

目次

企業局

○栃木県北那須水道給水規程等の一部改正..... 1

企業局

栃木県公営企業管理規程第1号

栃木県北那須水道給水規程等の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和6年1月30日

栃木県知事 福田 富一

栃木県北那須水道給水規程等の一部を改正する管理規程

(栃木県北那須水道給水規程の一部改正)

第1条 栃木県北那須水道給水規程(昭和53年栃木県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「印」を削り、

「
規格 はがき大
」を
「
」に

改める。

(栃木県鬼怒工業用水道給水規程の一部改正)

第2条 栃木県鬼怒工業用水道給水規程(昭和57年栃木県公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

別記様式第9号中「印」を削る。

別記様式第15号中「印」を削り、

「
備考
規格 はがき大
」を
「
備考
」に

改める。

(栃木県鬼怒水道給水規程の一部改正)

第3条 栃木県鬼怒水道給水規程(昭和62年栃木県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「印」を削り、

「
規格 はがき大
」を
「
」に

改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

(水道課)